

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会 第2回審議会

日 時 平成22年11月10日(水)
午後2時
場 所 柴田町役場 委員会室(4階)

次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 会議録署名員の指名
- 4 諮 問
- 5 議 事
 - (1) まちづくり推進センターについて
 - ・まちづくり推進センター条例(案)・・・資料1-1
 - ・まちづくり推進センター管理運営規則(案)・・・資料1-2
 - (2) まちづくり提案制度について
 - ・まちづくり提案制度実施要綱(案)・・・資料2
 - (3) 第3回審議会の開催日程について
- 6 その他
- 7 閉 会

柴田町まちづくり推進センター条例 (案)

資料1-1

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び柴田町住民自治によるまちづくり基本条例（平成21年柴田町条例第40号。以下「条例」という。）に基づき、まちづくり推進センターの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 条例に基づき、協働のまちづくりを目指すため、住民等の知恵や力を生かし、誰もが参加できる環境を創り出すため、まちづくり推進センターを設置する。

2 まちづくり推進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|----------------|--------------------|
| 柴田町まちづくり推進センター | 柴田町大字上名生字新大原194番地1 |

(開館時間)

第3条 まちづくり推進センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、町長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 町長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(利用の制限)

第5条 町長は、センターを利用するもの（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、又は停止することができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2) 他の利用者に著しく迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

(3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(現状回復の義務)

第6条 利用者は、センターの利用を終了したときは、施設等を現状に回復しなければならない。前条の規定により利用を制限又は停止された場合も同様とする。

(損害賠償の義務)

第7条 利用者は、センターの利用に際し、故意又は過失により、施設、設備又は器具等を損傷、汚損又は亡失したときは、現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成●●年●●月●●日から施行する。

柴田町まちづくり推進センター管理運営規則（案）

資料1-2

（趣旨）

第1条 この規則は、柴田町まちづくり推進センター条例（平成●●年柴田町条例第●●号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、まちづくり推進センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- （1） 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例（平成21年柴田町条例第40号）第30条に規定するまちづくり提案制度に関すること。
- （2） 住民等が交流できる場の提供に関すること。
- （3） その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

（遵守事項）

第3条 センターを利用するもの（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） センターの設置の目的に反した利用をしないこと。
- （2） 施設及び備品の取扱いは丁寧に行い、損失等の場合は、すみやかに町長に報告し、その指示を受けること。
- （3） 前各号に掲げるもののほか、他の利用者の妨げになるような行為をしないこと。
- （4） その他町長の指示事項

（その他）

第4条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成●●年●●月●●日から施行する。

柴田町まちづくり提案制度実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例（平成21年柴田町条例第40号。以下「条例」という。）第30条に規定するまちづくり提案制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、条例第3条に定めるところによる。

（提案の種類）

第3条 まちづくり提案の種類は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 意見提案 住民、地域コミュニティ、住民活動団体及び事業者（以下「住民等」という。）がまちづくりのアイデアを提案するもの
- （2） 実践提案 住民等が地域課題の解決のために、協働による事業を提案するもの

（提案者）

第4条 提案を行うことができる者（以下「提案者」という。）は、住民等とする。

（提案要件）

第5条 提案は、町内において取り組むものとする。ただし、実践提案については次の各号に掲げる要件も満たすものとする。

- （1） 提案者が自らかかわる活動であること。
 - （2） 提案者及び町の役割分担が明確であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、提案は、次の各号に掲げるものを除く。
- （1） 法律に違反又は公序良俗に反するもの
 - （2） 政治、宗教及び選挙活動に関するもの
 - （3） 特定の個人又は団体のみが利益を受けることを目的とするもの
 - （4） 地域住民の反対が予想されるもの
 - （5） 専ら備品の購入のみを目的とするもの
 - （6） 施設の維持管理を目的とするもの
 - （7） 既に自主的、継続的に実施されているもの
 - （8） 苦情又は要望に関するもの

（提案方法）

第6条 提案者が、意見提案をしようとするときは、町長に対しまちづくり意見提案書（様式第1号）を提出するものとする。

2 提案者が、実践提案をしようとするときは、町長に対しまちづくり実践提案書（様式第2号）を提出するものとする。

3 前項に規定するまちづくり実践提案書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 提案者の概要書（様式第3号）
 - (2) 提案の実施に要する経費の概算書
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- （提案の審査）

第7条 町長は、前条の規定に基づき提出された提案書の審査を行うため、まちづくり提案審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、8名以内で構成するものとする。
- 3 審査会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 住民
 - (2) 町職員
 - (3) その他町長が必要と認める者
- 4 審査会は、意見提案について、その内容がまちづくりに生かせる内容かどうかについて、審査するものとする。
- 5 審査会は、実践提案について、その内容が当該提案の実施へ向けて提案者と町との協議の場を設ける必要があるかどうかについて、審査するものとする。
- 6 審査会は、提案の審査結果について、町長に報告するものとする。
- 7 審査会は、提案書の審査に際し、公開のプレゼンテーションを開催できるものとする。

（検討結果の通知）

第8条 町長は、前条第6項に規定する報告に基づき、意見提案については、当該提案の採択の可否を決定し、実践提案については、当該提案の実施へ向けた協議の場を設けることの可否を決定し、その結果をまちづくり提案検討結果通知書（様式第4号）により提案者に通知するものとする。

（意見提案への措置）

第9条 町長は、採択した意見提案について、まちづくりに活用するほか、その内容に応じて関係する機関、団体等に対し提案内容を送付するものとする。

（実践提案への措置）

第10条 町長は、協議の場を設けることについて決定した実践提案について、担当課を定め、当該実践提案の提案者及び担当課の職員（以下「提案者等」という。）により構成する調整会議（以下「調整会議」という。）を設け、当該提案の実施に関し必要な事項について調整を行うものとする。

- 2 提案者等は、調整会議を開催した場合、その検討内容を記載した報告書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

（事業実施計画書の作成）

第11条 提案者等は、調整会議の結果、実践提案の実施に関し必要な事項について合意した時は、当該合意事項を記載した実践提案実施計画書（様式第6号。以下「実施計画書」という。）を町長に提出するものとする。

(調整の中止)

第12条 提案者等は、当該提案の調整会議の結果、合意することができないと判断したときは、調整会議を中止するものとする。

2 提案者等は、調整会議を中止したときは、その理由及び経過について、町長に報告するものとする。

(審査会への報告)

第13条 町長は、提案者等から実践提案実施計画書の提出があったとき又は提案者等が調整会議を中止したときは、その内容を審査会へ報告するものとする。

(実践提案実施への支援)

第14条 町長は、第11条の規定により提出された実施計画書に基づき、実践提案の実施に必要な措置を講ずるものとする。

2 町長は、前項の規定により経費の支援をする場合は、対象事業費の2分の1を限度とし、かつ予算の範囲内とする。

(提案の公表)

第15条 町長は、意見提案及び実践提案の内容、取り扱い及び実施結果等の概要について、町広報紙及び町ホームページ等により公表するものとする。

(庶務)

第16条 まちづくり提案制度の実施に関する庶務は、まちづくり推進センターにおいて処理する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、まちづくり提案制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成●●年●●月●●日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

まちづくり意見提案書

柴田町長 殿

（提案者） 氏名（団体名及び代表者名）

㊟

住所（所在地）

電話番号

次のとおり提案します。

| | | |
|---|---------|--|
| 1 | 提案の名称 | |
| 2 | 現状・課題 | |
| 3 | 目 標 | |
| 4 | 意見提案の内容 | |

年 月 日

まちづくり実践提案書

柴田町長 殿

（提案者） 氏名（団体名及び代表者名）

㊞

住所（所在地）

電話番号

次のとおり提案します。

| | | |
|---|-----------------------|---------------|
| 1 | 提案の名称 | |
| 2 | 現状・課題 | |
| 3 | 目標 （目指す姿） | |
| 4 | 実践提案の内容 （具体的な事業内容） | |
| 5 | 協働により取り組む意義 | |
| 6 | 協働の役割分担 | 《提案者が果たしたい役割》 |
| | | 《町に期待する役割》 |

様式第3号（第6条関係）

提案者の概要書

| | | | |
|-----------------------------|-------------|--------|------------|
| フリガナ 氏名 (団体等の場合はその名称) | | | |
| 住所 (団体等の場合は事務所等の所在地) | | | |
| フリガナ 代表者の氏名 (団体等の場合) | | | |
| 設立年月日 (団体等の場合) | 年 月 日 | 法人格の有無 | 有 ・ 無 |
| | | 種 類 | |
| 構成員の状況 (団体等の場合) | 構成員の数 名 | 会費等の有無 | 有 ・ 無 |
| | 内訳 | 会費等の額 | 円 (月・年) |
| 主な活動地域 | | | |
| 活動の目的 (提案に関連する活動) | | | |
| 活動の実績及び状況 (提案に関連する活動) | | | |
| 団体等のホームページ アドレス | | | |
| 提案内容に関する問合せ先 | フリガナ 氏 名 | | |
| | 住 所 | 〒 | |
| | 電話番号 | | |
| | FAX 番号 | | |
| | E-mail | | |

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

まちづくり提案検討結果通知書

様

柴田町長 印

年 月 日付けで提出いただきました提案について、検討の結果、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

| | | |
|---|-------|-------------------------------------------------------------|
| 1 | 提案の種類 | <input type="checkbox"/> 意見提案 <input type="checkbox"/> 実践提案 |
| 2 | 提案の名称 | |
| 3 | 検討結果 | |
| 4 | 理由 | |
| 5 | 備考 | |

調整会議報告書

| | | |
|---|-------|-------------------------|
| 1 | 提案の名称 | |
| 2 | 会議日時 | 平成 年 月 日 () : ~ : |
| 3 | 会議場所 | |
| 4 | 出席者 | (提案者) (担当課) |
| 5 | 協議事項 | |
| 6 | 協議の結果 | |
| 7 | その他 | |

(報告者)

提案者 _____ (印)

担当課 _____ (印)

実践提案実施計画書

提案者：

担当課：

| | | | |
|---|----------|-----|---|
| 1 | 提案の名称 | | |
| 2 | 提案の目的 | | |
| 3 | 事業の内容 | | |
| 4 | 事業スケジュール | | |
| 5 | 役割分担 | 提案者 | 町 |
| | | | |
| 6 | その他 | | |